

林永喜「寛永十五年の夏」 和歌懐紙の紹介

伊藤 善隆^a

^a 湘北短期大学総合ビジネス学科

【キーワード】

林永喜 林東舟 林信澄 林羅山 林鷲峰 高麗永竹

はじめに

本稿では、林永喜の和歌懐紙を紹介する。林永喜は、林羅山の弟で、江戸時代前期に羅山と活動を共にした人物である。しかし、その著作はほとんど伝わらず、従来あまり注目されることがなかった。また、その筆跡の伝存も稀である。当該の懐紙をここに紹介する所以である。

一 当該懐紙について

本稿末尾に図版で示す懐紙（個人蔵）は、縦三二・三糎×横四六・八糎。現在は裏打ち補修が施されたマクリの状態だが、もとは傷みが激しかったらしく、本紙には縫いなどの傷も見られる。以下に翻刻を掲げる。

寛永十五年の夏心ちあしき頃くちに
任せ侍る 橋墩永喜

おとろへをみるにうらみのますか、み
われかあらぬとたとるはかりに

心よからぬ折ふし筆取とて

のこすとはかきおかぬとも水くきの
跡やはかなきかたみならまし

織女

たなはたは神代をかけてちきる也

紅葉のはしや天のうき橋

七夕後朝

わかれにはわたりもあへすたなはたの

袖になかる、あまの川浪

死ぬへくおほえて 年五十四

しつむまもとはあらしなこよろきの

いそちあまりの浪のすて舟

つくへにむかひて

筆とるもこれやかきりとおもふにも

す、りの海もなみたなかる、

一首目の詞書に「寛永十五年の夏」とあるが、永喜は寛永十五年八月十九日に没している。つまり、この懐紙は、その死の直前に書かれたものである。そこで、続いてこの永喜という人物の事跡を確認しておきたい。

二 林永喜の事跡

永喜の伝記は、『寛政重修諸家譜』につぎのようである。

信澄 彌一郎 剃髮号永喜 刑部卿法印 母は田中氏。

幼年より学問をこのみ、かつ和歌の道にこゝろざす。剃髮して

永喜と号す。慶長十三年駿府にをいて東照宮に拝謁し、仰によ

りて江戸にいたり、台徳院殿にまみえたてまつる。十七年より

江戸に候し、武蔵国瓦葺村にをいて五百五十石の采地をたまふ

(林大学頭衡が今の呈譜信澄の墓碑には元和二年とすといふ)。

是より日夜御前に近侍し、顧問にあづかり訴牒のことあるごと

にこれを議し、寺社の訴論等もまたこれを沙汰す。後大坂両度

の役に供奉し、元和二年東照宮薨御のち、南光房天海とおな

じくおほせをうけたまはりて京師にのぼり、菊亭右府晴季に就

神号のことはかり、奏聞を經、勅旨をうけてかへる。寛永三

年兩御所洛にのぼらせたまふのときしたがつたてまつり、九

月二條城行幸のとき日々老中及び執事等の評議のことにあづか

る。このとき禁裏より皇朝類苑一部綿十抱をたまふ。六年十二

月晦日法印に叙し、刑部卿と称す。七年十二月台徳院殿御不例

のとき日夜御前に候す。この年米三百俵を加へられ、十年七月

(衡が今の呈譜四月) 十七日大猷院殿信勝が塾に渡御のとき、

呉服三領をたまふ。十一年信勝と、もに日光山をよび増上寺の

年中行事を撰す。十二年信勝おほせをうけたまはりて武家法

度十九条を草案せしとき其議にあづかる。十三年十二月朝鮮の

信使來聘のときも其儀式及び御返翰等のことをあづかり議す。

十五年八月十九日死す。年五十四。宗家の別荘忍岡に葬り、の

ち牛込にうつさるゝのときかの地に改葬す。妻は布施氏。

また、羅山の撰文になる「刑部卿法印林永喜墓碑銘」(林羅山文

集』四三)にはつぎのようである。内容には『寛政重修諸家譜』の記述と重複するところもあるが、全文を引用してみよう。

今茲仲秋十九日吾同胞永喜没於東武。年五十四。於乎哀哉。藁

裡于先聖殿之北隅。不用異教也。初諱信澄。後改永喜。自号東

舟。晚称樗墩。天正乙酉産于洛陽。慶長戊申始來駿城執藝而拜。

乃奉旨赴東武、筮仕 柳營屢承顧問。既而受屋宅。甲寅乙卯難

波之役從鹵簿之後。元和丙辰蒙 命与台嶠僧正俱入洛、就板倉

拾遺談菊亭右相、以告群卿奏議 先君神諡。聞 詔東歸。眷遇

日厚而就封戸。会府序牒訴官事及神祇浮屠事、每廁其席。故拳

世識其名。寛永丙寅季秋 行幸二條城。有敷奏取捨。則永喜或

側聞焉。時 勅賜宋朝類苑一部及綿數十純。己巳夏丁父憂告假

赴洛忌畢而歸。臘晦任刑部卿法印。辛未歲 宮内弗予。近侍日

久。加其食祿。明年孟春闔国遏密八音、有事于三縁山。胥論其

議。時余与永喜亦預焉。季冬江戸鬱攸。永喜罹池魚。於是改賜

宅地、領白銀一百鎰。乙亥春有 命示十九條制法于群国。其討

論脩飾、使吾兄弟有得聞。丙子冬朝鮮來貢。其礼及四簡、与余

共或考之或草之。永喜自幼誦書。從余講磨。道学之暇作詩属文。

嘗見惺窩術業益進。且問倭歌于弓冶者、以窺秘緼。凡倭唐群書

無不涉獵。每有咨詢不為無補。於是聞訃者皆嘆惜焉。於乎哀哉。

長子信貞早没。次子永甫纔踰弱冠。泣血立碑。余叙其事系之以

銘。銘曰、於乎荊花発兮棣枝連。生乎吾後兮死乎吾前。孰界才

兮奪年。噫命矣兮人歟果天歟。(今茲仲秋十九日、吾が同胞永喜、

東武に於いて没す。年五十四。於乎、哀しい哉。先聖殿の北隅

に藁裡す。異教を用いざると也。初め諱は信澄。後に永喜と改む。

自ら東舟と号す。晩に樗墩と称す。天正乙酉、洛陽に産る。慶

長戊申、始めて駿城に來たりて藝を執りて拜す。乃ち旨を奉じ

て東武に赴き、柳營に筮仕して屢々顧問を承る。既にして屋宅

を受く。甲寅乙卯、難波の役、鹵簿の後に従ふ。元和丙辰、命を台嶠の僧正と俱に蒙りて洛に入り、板倉拾遺に就きて菊亭右相に談じ、以て群卿に告げて先君の神諡を奏議す。詔を聞きて東に帰る。眷遇日に厚くして封戸に就く。府庁牒訴官事及び神祇淨暦の事に会しては、毎に其の席に厠る。故に世を挙げて其の名を識る。寛永丙寅の季秋、二條城に行幸す。敷奏の取捨有れば、則ち永喜或いは側に焉を聞く。時に、勅して宋朝類苑一部及び綿数十純を賜ふ。己巳の夏、父の憂に丁り、暇を告げて洛へ赴き、忌畢りて帰る。臘晦、刑部卿法印に任ず。辛未の歲、管内弗予なり。近侍して日久し。其の食禄を加ふ。明年の孟春、關国八音を遏密して三縁山に事有り。其の議を胥論す。時に、余永喜と亦た焉に預る。季冬、江戸鬱攸す。永喜、池魚に罹れり。是に於て、改めて宅地を賜ひ、白銀一百鎰を領す。乙亥春、命有りて十九條の制法を群国に示す。其の討論脩飾、吾が兄弟をして得て聞くこと有らしむ。丙子の冬、朝鮮來貢す。其の礼及び四簡、余と共に或いは之を考え或いは之を草す。永喜、幼き自り書を読む。余に従ひて講磨す。道学の暇、詩を作り文を属す。嘗て、惺窩に見へて術業益々進む。且、倭歌を弓冶の者に問ふて、以て秘縑を窺ふ。凡そ、倭唐の群書、涉獵せずといふこと無し。咨詢有る毎に補ふこと無しと為さず。是に於て、計を聞く者、皆嘆惜す。於乎、哀しい哉。長子信貞、早く没す。次子永甫、纔かに弱冠を踰ゆ。泣血して碑を立つ。余、其の事を叙して、之に系るに銘を以てす。銘に曰く、於乎、荊花発きて棗枝連なる。吾より後に生まれ吾より前に死す。孰れか才を界へて年を奪ふ。噫、命か、人か、果して天か。

寛永十五年戊寅冬十一月日

孝子永甫 立

以上、墓碑銘で言及されているのは、天正乙酉（十三年）の誕生

以降の永喜の主要な活動である。すなわち、慶長戊申（十三年）に駿府で始めて家康に拝謁したのち、江戸に赴いて幕府に出仕したこと。甲寅（慶長十九年）と乙卯（同二十年）の大坂の役に従軍したこと。元和二年四月十七日に日薨去した家康の神号決定にあたり、台嶠の僧正（天海）と共に京へ赴いたこと。寛永丙寅（三年）の季秋の二條城に行幸にあたっては、その働きに対して宋朝類苑と綿数十純を賜ったこと。己巳（寛永六年）の夏（六月十六日）に父（林信時）が亡くなった際には、葬儀のため京へ赴いたこと。同年十二月の晦に刑部卿法印に任ぜられたこと。辛未（寛永八年）には、体調を崩した秀忠に近侍して加増されたこと。そして、寛永九年一月二十四日に秀忠が薨じた後には、三縁山（増上寺）での葬儀に参与したと。また、同年十二月の江戸の火災では、永喜邸も焼かれ、改めて宅地と白銀を賜ったこと。乙亥（寛永十二年）の春には十九條の制法（武家諸法度）の発布に参画したこと。丙子（寛永十三年）、の冬に朝鮮通信使の応接に当たったことである。

さらに、『寛政重修諸家譜』、「刑部卿法印林永喜墓碑銘」以外の資料から、もう少し具体的に永喜の事蹟を見たい。墓碑銘でも簡単に触れられていたが、永喜が初めて家康に拝謁したのは、慶長十三年三月二十七日、二十四歳のときであった。元和二年十二月二十一日には、秀忠の御咄衆となっている。しかし、出仕後、さっそく秀忠の不興を買ったらしい。元和三年正月、羅山は永喜を戒めてつぎのように詠じている。

示永喜

聞説人心易覆傾

聞説く人心覆傾し易しと

君門千転幾時平

君門千転 幾時か平らかならん

土龍莫向舟中笑

土龍舟中に向かつて笑ふことなかれ

世上風波不可行

世上の風波行くべからず

『林羅山詩集』三十四

この詩は宮仕えの辛さを嘆きつつ永喜を戒めたものだが、羅山によれば、じきに永喜は許され、それまで以上に近侍するようになったという。

寛永四年三月三日には、崇源院殿（秀忠夫人）の靈牌書法について羅山・以心崇伝らとともに検討し（『本光国師日記』）、同年九月十七日には、オランダ国王からの書簡について、酒井忠忠・土井利勝・以心崇伝・羅山と協議することがあった（『徳川実紀』）。

その後も、寛永九年（一六三二）正月二十八日・三十日には、秀忠の諡号について、天海・崇伝・羅山らと相談し（『徳川実紀』、『本光国師日記』）、寛永十一年五月には、やはり羅山とともに起草した法令や判物が幕府から日光山や増上寺に授けられることがあった。（年譜、徳川実紀）。寛永十四年七月十四日には、羅山らとともに家光の治療について相談している（『徳川実紀』）。

また、大名や高級武士との接点も確認することができる。興味深い事例としては、寛永二年春に福岡藩黒田家の家臣栗山利章から詩を寄せられたことが、その詩に和した羅山の詩によってわかる（『林羅山詩集』四三）。栗山利章（天正十九〜承応元年）は、黒田如水の片腕として活躍した栗山利安の子で、一般には通称の栗山大膳の名で知られ、黒田騒動の中心人物である。

また、同様に羅山が和した詩（『林羅山詩集』三九）から、島田越前守直時が寛永五年十月七日に没した折、永喜が追悼の和歌を二首、弟の利正へ寄せていたことがわかる。直時は大坂西町奉行・堺奉行をつとめており、江戸南町奉行であった島田弾正忠利正の兄であるが、この死は同年八月に江戸城西の丸で起こった豊島刑部少輔明重による井上主計頭正就への刃傷事件に責任を感じての自害であったとされる。

三 その学問と文芸

以上、永喜の事跡を確認してきたが、つぎにその学問と文芸についても触れておきたい。

墓碑銘の「永喜、幼き自り書を読む。余に従ひて講磨す」という記述によれば、永喜は羅山に就いて修学していたと考えられる。また、墓碑銘に「嘗て、惺窩に見へて術業益々進む」とあるが、永喜が初めて惺窩にあったのは、慶長九年（一六〇四）九月九日、永喜が十九歳の時であった（『林羅山文集』十一、『惺窩先生文集』十）。さらに、墓碑銘には「倭歌を弓冶の者に問ふて、以て秘縑を窺ふ」とある。和歌の教えをしかるべき人物から受けていたことを思わせる記述である。しかし、具体的には誰に学んだということは触れられていない。また、慶長十三年以降、永喜は羅山と共に、一華堂乗阿と源氏物語論争していることも知られている。

いずれにせよ、永喜は漢学と和学の両方に通じていた。墓碑銘にも、「凡そ、倭唐の群書、涉獵せずといふこと無し」とある。そうした永喜の文芸活動の特徴の一つと考えられるのが聯句への参加である。

たとえば、慶長十三年正月二十三日に一座した漢和聯句の連衆は羅山・古澗慈稽・一華堂乗阿・友竹紹益・勢与（勢登）・似運・祖博・信澄（永喜）・宗悦・道宥・令頤・家光であった（早稲田大学図書館蔵本）。また、元和八年十二月七日に一座した竹中重門邸における漢和聯句の連衆は、羅山・重門・昌琢・林永喜・大圭紹琢・堀正意（杏庵）・昌俔・玄陳・宗之・専益・宗務であった（大坂天満宮他蔵本）。さらに、元和九年三月に一座した漢和聯句の連衆は、羅山・林永喜・応昌・敦通・大圭紹琢・堀正意（杏庵）・竹中重門・専益（専益）・外由・山木（石川丈山）・了景らである（国会図書館蔵『連歌

合集)。同様の資料としては、他にも比較的多くのものが残っている。永喜の場合、漢学・和学両方に通じていたため、漢句も和句も読みこなすことができた。そのことが永喜の文芸活動の特徴であったと指摘できよう。

また、永喜の著作として、各種の事典類は『三史鈔』、『樗墩雜記』、『東舟詩集』、『東舟文集』、『東武紀年録』、『林永喜仮名遣書』の書名をあげる。しかし、「日本古典籍総合目録」(国文学研究資料館HP)によれば、所在が記載されているのは『林永喜仮名遣書』(写本)のみ。他の著作の所在や伝存は不明である。

四 その終焉

永喜が没したのは、寛永十五年八月十九日、五十四歳であった。墓碑銘などの資料を見ても、その終焉の前後の具体的な様子は伝わっていない。その意味で、当該の懐紙は、死を前にした永喜の心情を伝える貴重な資料であるということができよう。なお、永喜の没後、羅山はつきように追悼の詩を詠んでいる。

挽詩一首口占悼舍弟楞墩子

古来秋思自悲哀

古来秋思自ら悲哀

況是天倫失此才

況んや是れ天倫此の才を失ふをや

擊破同根昆弟石

同根昆弟石を擊破し

半為頑蠹半埋苔

半ばは頑蠹と為り半ばは苔に埋る

〔林羅山詩集〕四二

また、追悼の和歌が小堀遠州から寄せられ、羅山はそれに和した詩も詠んでいる。

小堀遠江守寄倭歌悼永喜採其末句一字以和答之

天倫永別秋恋恋

天倫永く別れて秋恋恋

葉爐残処如向面 葉爐残処面に向かふが如し
月暗武野草露中 月は暗し武野草露の中
涙痕玉碎看不見 涙痕玉碎けて看れども見えず

〔林羅山詩集〕四二

この後、同年十一月になって、羅山は先に引用した「刑部卿法印林永喜墓碑銘」を記している。永喜の長子信貞は、すでに寛永七年六月十九日、永喜に先立って没していた。そのため、次男の永甫が出仕することとなり、十二月一日に家光に初めて拝謁している。また、この月から永甫とともに春斎(鷲峰)も評定所に出仕して、裁判に預かることとなった(寛政重修諸家譜)。ところが、その永甫が、翌寛永十六年十月一日には二十六歳の若さで没してしまふ。そのため、永喜の家系は絶えてしまった。永喜の著作が伝わらないのは、こうした事情によることも大きいだろう。

五 永喜への追憶

さて、永喜没後二十八年が経過した寛文五年、鷲峰は懇望されて永喜の遺墨を高麗永竹に譲ることがあった。その事情は鷲峰の文集に収録された「跋東舟墨痕」に記されている。

右倭歌五首東舟林先生自詠自筆也。先生没後至今二十八年。熟見墨痕如対盛容。豈不追慕哉。況於親炙者乎。高麗永竹曾侍先生。蔵其詩歌。丁酉之災皆為烏有。就余頼乞其筆蹟。強求不輟。於是授此一紙且跋其後以證之。乙巳仲冬(右倭歌五首は、東舟林先生の自詠自筆なり。先生没して後、今に至るまで二十八年。熟々墨痕を見れば、盛容に対するが如し。豈に、追慕せざらん哉。況んや親炙の者に於いてを乎。高麗永竹は、曾て先生に侍し、其の詩歌を蔵む。丁酉の災に皆烏有と為る。余に就き

て頻りに其の筆蹟を乞ふ。強て求めて輟まず。是に於て、此の一紙を授け、且つ其の後に跋して以て之を證す。

〔「鶯峰先生林学士文集」九十七〕

つまり、永喜の門人であつた高麗永竹は、その詩歌を記した自筆の筆跡を所蔵していたが、丁酉の火災（明暦の大火）で全部焼いてしまった。そこで、まだ残っている筆跡を鶯峰に譲ってくれるように熱心に要請したというのである。

高麗永竹は、五代將軍となる徳川綱吉に医者として仕えた人物である。没後二十八年を経てもなお、永竹は永喜を慕っていた。このことは、永喜の学問や人柄を偲ばせるに十分な逸話ではないだろうか。さらに、三年後の寛文八年、鶯峰は再び永喜の遺墨に跋文を記している（「東舟先生遺墨跋」）。

右詩歌一軸叔父東舟先生遺墨。先生無嗣家集散失。余常惜焉。今採拾其僅存者於反古堆中。且病間倭歌七首易簣之後其草在衾枕下。先考不堪哀憐、乃使門人村海雲写於一牋。今併之附於軸尾。嗚呼、先生没後三十一年。对之如視盛容誦之如聽玉音。古云存則人亡則書。況於自作自筆哉。雲亦已為烏有。追慕先生之余彼亦不可忘乎。寛文戊申七月二十九日姪恕跋。（右詩歌一軸は叔父東舟先生の遺墨なり。先生無嗣にして家集散失す。余、常に焉を惜しむ。今、其の僅かに存する者を反古堆の中に於いて採拾す。且つ、病間の倭歌七首、易簣の後、其の草衾枕の下に在り。先考哀憐に堪へず、乃ち門人村海雲をして一牋に写させしむ。今、併せて之を軸尾に附す。嗚呼、先生没後三十一年。之に対して盛容を視るが如く、之を誦して玉音を聴くがごとし。古に云ふ、存するときは則ち人、亡するときは則ち書。況んや自作自筆に於いてを哉。雲、亦た己に烏有と為る。先生を追慕するの余、彼も亦た忘る可からざる乎。寛文戊申七月二十九日

姪恕跋す。）

〔「鶯峰先生林学士文集」九十七〕

以上、家督を継ぐ者がいなかったため、永喜の家集が散佚し、遺墨も僅かに残るのみであったことが記されている。また、ここにはそれとは記されていないが、火災の被害も遺墨の少ない理由の一つと考えることができるだろう。すでに確認してきたように、永喜自身も寛永九年に火災に遭っていたし、永竹は明暦の大火で遺墨を全て焼いてしまっていた。すでに、永竹だけでなく、鶯峰にとっても永喜の筆跡は大切なものとなっていたことがわかる。

それにしても、この「東舟墨痕」と「東舟先生遺墨」に記された「倭歌五首」と「倭歌七首」が、それぞれ具体的にどのような作品だったのか、残念ながら鶯峰は記していない。本稿で紹介した当該懐紙と比較すると、「東舟墨痕」は歌の数が一致し、「東舟先生遺墨」はその「病間倭歌」という内容が一致する。とういうことは、ごく限られた情報の範囲内の推測ではあるが、当該懐紙と同様の資料が、数は少ないとはいえ、まだ残されている可能性はあるのではないだろうか。

おわりに

寛文十年は永喜の三十三回忌に当たる年であったが、永喜の供養は鶯峰によって営まれた。その様子が、『国史館日録』寛文十年八月十一日・十九日の両条に記されている。それによれば、供養には永竹が参列していたことがわかる。

永竹来。与之約曰十九日朝来可喫素食。依東舟正忌日也。竹者東舟之門下也。（永竹来る。之と約して曰く、十九日の朝に来たりて素食を喫す可し。東舟の正忌日なるに依りて也。竹は東舟の門下也。）

（寛文十年八月十一日条）

当亡叔東舟三十三回忌辰、高麗永竹来。依彼為東舟之門人也。余祭神主、作祭文一篇。使田植読之、竹亦拜、且随余詣墳墓、而伴朝斎、及亥刻而竹去。(亡叔東舟の三十三回忌辰に当り、高麗永竹来たる。彼は東舟の門人たるに依りて也。余は神主を祭り、祭文一篇を作る。田植をして之を讀ましむ。竹、亦た拜す。且つ、余に随ひて墳墓に詣す。而して朝斎を伴にす。亥刻に及びて竹去る。)

永喜の家は断絶し、その家集も散佚してしまつたというが、没後も門人に慕われ、残つた遺墨は大切にされていた。今後、どこかに残された資料が発見され、新たに永喜の作品や事跡が明らかになることを期待したい。

注

- (1) 引用は、『新訂 寛政重修諸家譜 第12』(続群書類従完成会、昭40・6)による。
- (2) 引用は、京都史蹟会『林羅山文集』(べりかん社、昭54・9)による。
- (3) 鈴木健一『林羅山年譜稿』(べりかん社、平11・7) 他を参照した。
- (4) 引用は、京都史蹟会『林羅山詩集』(べりかん社、昭54・9)による。
- (5) 小高敏郎『近世初期文壇の研究』(明治書院、昭39・11)、田中善信「一華堂乘阿伝小考」(『初期俳諧の研究』新典社、昭64・4)。
- (6) 永喜の聯句愛好については、陳可再「林家の聯句趣味」(『江戸風雅』第五号 平23・12)に触れるところがある。
- (7) 東京大学文学部国語研究室蔵。
- (8) 引用は『鷺峰林学士全集』(べりかん社、平9・10)による。
- (9) なお、『国史館日録』寛文五年十一月十一日条には、これに関連するつぎの記述がある。「高麗永竹屢求東舟先生墨痕。頃日開文箴。

- 得其自筆詠歌五首。昨日附春澤寄之。今日永竹来謝。歛甚。竹東舟門人。曾貯東舟筆跡數(葉脱カ)。皆罹火災。故懇求輟。余以其志切及之。(高麗永竹、屢々東舟先生の墨痕を求む。頃日文箴を開き、其の自筆詠歌五首を得たり。昨日、春澤に附して之を寄す。今日、永竹来たり謝す。歛ぶこと甚だし。竹は東舟の門人にて、曾て東舟筆跡數葉を貯ふ。皆火災に罹る。故に懇ろに求めて輟まず。余、其の志の切なるを以て之に及ぶ)。なお、春澤とは、林家の親戚である荒川宗竹の子で、高麗永竹の養子となり医を学んでいた。『国史館日録』寛文三年八月二十三日条に「今日高麗春澤来。澤者余外族荒川宗竹子也。今養於高麗永竹入医門。」とある。なお、『国史館日録』の引用は、続群書類従完成会による翻刻本(平17・6)による。
- (10) なお、鷺峰は、この「東舟先生遺墨跋」についても、『国史館日録』に「頃日、採拾東舟遺墨數牋及其病中倭歌而為一軸。裝潢新成。今且作之跋。(頃日、東舟の遺墨數牋、及び其の病中の和歌を採拾して一軸と為す。裝潢新たに成る。今日、之が跋を作る。)」(寛文八年七月二十九日条)と記している。

(付記) 本稿は平成二十三年度科学研究費補助金(基盤研究(C))「林鷺峰交遊圏の研究」課題番号22520217)の成果である。

寛永十五年此夏心から新き法くらに
 何と侍り
 樽殿永喜
 物も法をすくはにうんれきすかえ
 り積りあふぬとをさるはけりあに
 心よりぬわ杉ゆきをえとく
 乃子とほりきゆぬともあふまれ
 法もさるぬきかみみえぬまう
 織女
 されもさる法代をわけとあきり
 秘集れけりや下りいき橋
 七夕埜相
 けり積りさるるもあふぬをぬされ
 神にさるるわたり川原
 秘集をえたぬそ 年辛酉
 さしゆぬとれとあふぬきまゆぬぬれ
 いちあふぬれ宿のすまふ年
 法もぬいぬいひく
 早らも二水やかまふとゆりまに
 すまぬ海もあふりさるはく

林永喜「寛永十五年の夏」和歌懐紙